

令和 5 年度 旭川市地域公共交通会議 事業計画（案）

1 基本的な考え方

今後、予想される人口減少下においても維持可能な公共交通の構築に向けて、中長期的な視点に基づき必要な事業の検討を行うほか、「旭川市地域公共交通計画」の見直しを行う。

2 令和 5 年度事業計画（案）

(1) 会議の開催

旭川市地域公共交通計画の見直しに向けた協議，公共交通関係者間の連絡調整，及び道路運送法等に基づく協議等のため最大 5 回程度の会議開催を予定。

(2) 旭川市地域公共交通網形成計画分科会の開催

旭川市地域公共交通計画の見直しに向け専門的な内容についての協議を行うため，交通事業者，道路管理者，交通会議の事務局職員により構成される分科会を随時開催予定。